

高校生留学支援事業のご案内

この事業は、海外への留学を希望するが、家庭の経済的理由により参加が難しい生徒に留学の機会を提供するために支援金を給付する事業で、上限 30 万円が支給されます。上限 30 万円とい経済面での要件としては、兵庫県高等学校教育振興会の奨学資金の貸与基準以下であることで、例えば、4 人世帯（父母、本人、中学生）で年収 680 万円程度以下となっています。

今年度新たに設立された事業なのですが、コロナ禍で海外留学の機会が限られるため、今年度は、民間留学斡旋団体等が主催するオンライン留学も対象となっています。詳しくは、別添の募集要項を参照いただき、ぜひ活用をご検討ください。

希望される場合は 11 月 24 日（水）までに、お子様を通じて該当学年の英語担当教員に申し出てください。